

久留米市中学校英語教育充実事業くるめ英語留学業務委託仕様書

1 業務名

久留米市中学校英語教育充実事業くるめ英語留学業務

2 業務目的

英語に対する興味関心を有し、又は一定の英語力を有する久留米市立中学校の中学生を対象として、英語のみを用いたアクティビティ等の活動、外国人に対するプレゼンテーションや外国人とのやり取りなどを行うことによって、参加生徒の外国や外国人に対する関心及び英語学習に対する意欲を向上させ、英語のコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力を育成するとともに、英語を用いて国際社会で活躍したいという意欲を高めることを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和元年9月30日まで

ただし、くるめ英語留学の実施は、令和元年8月7日（水）から令和元年8月9日（金）までとする。

4 履行場所

久留米シティプラザ（久留米市六ツ門町8番地1）

中会議室及び小会議室

基礎コース及び発展コースでどちらの会場を使用するかは参加生徒数やカリキュラム内容を踏まえて決定する。

その他、事業者の管理責任者及び担当スタッフの控室を設置する。

5 業務概要

(1) くるめ英語留学の実施方式

基礎コースと発展コースの2コースで実施し、各コースの実施会場は上記4に記載のとおりとする。

(2) コース別の内容

	基礎コース	発展コース
参加生徒の要件	中学校卒業までに英検3級相当の取得を目指す意思があること。	現に英検3級相当以上の英語力を有すること。
参加生徒の範囲	久留米市立中学校の第1学年から第3学年までの生徒	久留米市立中学校の第1学年から第3学年までの生徒
参加生徒の人数	40人程度	40人程度

	基礎コース	発展コース
コースのねらい	英語表現を用いたゲームやプレゼンテーション等を通して、英語を用いて活動することへの興味・関心を高め、コミュニケーション能力の育成を図る。	教科等の学習と英語学習を統合した CLIL アプローチを通して、英語のコミュニケーション能力やプレゼンテーション力の育成を図り、英語を用いて国際社会で活躍したいという意欲を高める。
活動内容	基本的な英語表現や「話すこと」「聞くこと」を重視したペアトーク、スキット、ゲーム等の活動を行うこと。また、体験的な活動を英語で行う活動を実施すること。さらに、アナウンス体験を行うために3日間を通した一連のタスク活動を設定すること。	英語の4技能をバランスよく指導する活動を行うこと。特に「話すこと」「書くこと」を重視した英語による他教科の学習を行うこと。さらに、テレビ会議システムを活用した活動を行うために3日間を通した一連のタスク活動を設定すること。

(3) 各コースに共通する実施内容

① 開催日程

開催3日間における参加生徒の受付から解散までの時間は、次のとおりとする。

初日（8月7日） 午前9時45分から午後5時まで

2日目（8月8日） 午前9時30分から午後5時まで

3日目（8月9日） 午前9時30分から午後4時30分まで

なお、事業者による事前準備や後片付けに要する時間は含まない。また、原則として午後12時から午後1時までの1時間を昼食休憩とすること。

② カリキュラムの企画立案

具体的なカリキュラム（休憩時間の設定を含む。）を作成し、事前に久留米市教育委員会学校教育課の承認を得ること。

③ 使用言語

外国での英語留学をイメージできるように、開催期間中は原則として使用言語を英語とすること。

④ 会場づくり

外国での英語留学をイメージできるように、開催会場を英語の学習環境に適したポスターや物品等でディスプレイすること。

⑤ 機材等

各コースで使用するパソコン等の機材は、事業者において準備すること。

⑥ 英語力の測定

初日と最終日に、参加生徒に対する簡単なインタビューテストを実施し、英語のコミュニケーション能力について評価を行い、参加生徒にフィードバックすること。

⑦ 3日間を通した一連のタスク活動の実施

ア 基礎コースは、Dreams FM におけるアナウンス体験を行うために、フレーズの練習や発表内容の作成などについて、その具体的な内容を提案すること。

イ 発展コースは、テレビ会議システム（Skype・LINE 電話・Face Time 等）を活用し、外国など会場から離れた場所に滞在する外国人とライブでやり取りするコミュニケーション活動について、その具体的な内容を提案すること。

⑧ 昼食

ア 昼食時についても、くるめ英語留学の活動としてとらえ、準備から後片付けまで参加生徒と英語によるコミュニケーションを図ることができるように工夫すること。

イ 参加生徒の昼食については、アレルギー等に配慮したものを3日分準備すること。また、昼食代は1人1日当たり700円（3日間合計で2,100円）（消費税額を含む。）とすること。

なお、参加生徒のアレルギー等については、久留米市教育委員会学校教育課が事前に当該生徒からの届出を受け、事前に事業者へ連絡する。

⑨ 参加費の徴収等

参加費用（1人につき2,100円）を初日に生徒から徴収すること。また、久留米市教育委員会学校教育課と事業者の協議に基づいて、その一部又は全部を返還する場合は返還を行うこと。なお、その際の釣り銭等は事業者が準備すること。

⑩ 運営計画

②のカリキュラムのほか、管理責任者や担当スタッフの配置及び実施体制等を含む運営計画を作成し、事前に久留米市教育委員会学校教育課の承認を得ること。

⑪ 緊急時等の対応

業務の実施に当たって緊急又は不測の事態が生じた場合、又は台風等に伴う開催の可否判断が必要となる場合については、久留米市教育委員会学校教育課と協議して対応すること。

⑫ その他

昼食を含めて業務の実施に当たって発生したごみは、事業者が集めて持ち帰ること。

(4) 実施体制

① 履行人数

基礎コースと発展コースを合わせて15人以上とし、そのうち外国語指導助手（以下「ALT」という。）を6人以上、外国人英語講師（詳細は5(4)③を参照すること。）を3人以上含むこと。

なお、参加生徒数に応じて、久留米市教育委員会学校教育課と事業者が協議のうえ、配置人数等の割り振りを行う。この場合において、外国人英語講師は、原則として発展コースに配置する。

② 遵守事項

事業者は、ALTの雇用にあたり「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業者が適切に対処するための指針」（平成19年8月3日付厚生労働省告示第276号）を遵守しなければならない。

③ ALT及び外国人英語講師の要件

配置するALTは、以下に掲げるアからカまでの要件を全て満たす者であること。また、外国人英語講師は、以下に掲げるアからクまでの要件を全て満たす者であること。

ア 日本国法令を遵守すること。

イ 出入国管理及び難民認定法の定める在留資格「教育」を有すること。

ウ 大学の学士号取得者であること。

エ 語学教師としての資格を有する者で英語教育に熱意があること。

オ 英語を母国語とし、英語圏諸国における英語の発音・リズム・イントネーション・発声を指導できること。

カ 積極的に生徒と共に活動する意欲があること。

キ 英語を母国語とし、英語圏諸国における標準的な英語の発音・リズム・イントネーション・発声を指導できること。

ク 英語圏の大学等に付属の英語学校等で教えた経験があること。又はイマージョン教育やCLILの手法を使った英語教育の経験があること。

④ 事業者による指導監督義務等

事業者は、ALT及び外国人英語講師に対して次に掲げる事項を指導し、遵守させること。

ア 業務の実施に対して、ALT及び外国人英語講師が全力であげて専念し、その責任を果たすようにすること。

イ ALT及び外国人英語講師が業務を遂行するにあたり、法令及び久留米市が定める条例規則等に従い、かつ事業者の指示に従うようにすること。

ウ ALT及び外国人英語講師が、相互に人格を尊重し、秩序と品位の保持に努めるようにすること。

エ ALT及び外国人英語講師が久留米市で管理する財産の保全と効率的活用に十分な注意を払うようにすること。

オ ALT及び外国人英語講師が信用を傷付け、又は久留米市全体の不名誉となるような行為を行わないようにすること。

カ ALT及び外国人英語講師は、法律等に特別の定めがある場合を除くほか、業務上知り得た秘密を漏らさないようにすること。また、業務が終了した後についても同様とすること。

キ ALT及び外国人英語講師が宗教活動、営利活動又は政治活動を行わないようにすること。

6 経費負担

上記5に要する費用は、全て提案価額に含むこと。ただし、昼食代・久留米シティプラザの会場使用料・参加生徒の傷害保険の掛金は、提案価額に含めないこと。

7 その他

(1) 法令の遵守

本業務の実施に当たっては、本仕様書のほか関係法令、規則等を遵守すること。

(2) 個人情報の取扱い

事業者は、個人情報の管理に関して、久留米市個人情報保護条例の規定を遵守するとともに、個人情報の取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(3) 守秘義務

事業者は、本導入の実施に関して知り得た内容を第三者に漏洩したり、自己の利益のために使用したりすることはできない。契約が終了した後も同様とする。

(4) 暴力団排除に関すること

事業者は、契約締結前に暴力団排除に係る条項を記載した誓約書を提出すること。

(5) 障害者に対する遵守事項

事業者は、業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、久留米市の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供に努めるものとする。

(6) その他

本仕様書に定めのない事項や、本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、その都度久留米市と協議のうえ、その指示に従い業務を進めるとともに、久留米市は業務期間中その実施状況の報告を求めることができる。